

小野市住生活基本計画（改定案）に関するパブリックコメント手続きの結果

1. 意見募集の概要

募集期間 : 令和5年2月6日（月）から令和5年2月20日（月）

閲覧場所 : まちづくり課、本市ホームページ

意見の提出方法 : 電子メール、ファクシミリ、郵送、持参、ホームページ入力フォーム

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出数 3件

3. 意見等と小野市の考え方

NO.	該当箇所	意見	小野市の考え方
1	第4章 2 住宅施策の展開	家が寒いので、断熱の工事もしくはリフォームを考えたいですが、家と自分に合った方法が分かりません。補助金の情報などの情報が少ないので、もっとわかりやすくしてもらいたいと思います。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。 持ち家で住み慣れた街でこれからも居心地よく住み続けるためにも、国の長期優良住宅化リフォーム推進事業や既存住宅における断熱リフォーム支援事業の活用を促し、また本市の小野市住宅耐震改修促進事業補助金等の事業を推進して参ります。 リフォームに関する情報発信の方法についても、効果的な施策を検討します。
2	第4章 3 (3) 市営住宅の供給方針	市営住宅は4階程度の高さでエレベーターがないのがほとんどです。階段の高さや幅、入り口等を考えて作られているとは思いますが、障がいを抱える人や高齢者は多くなっていると思いますので、今後改修や建設を予定されているのであれば、もっと安全に生活しやすいことを取り入れるべきではないでしょうか。	市営住宅の建替については、現在予定はありません。市営住宅入居者の高齢化やバリアフリー住宅の需要の高まりを踏まえ、身体機能や疾病等に応じてバリアフリー住宅や低階層住戸への住替え支援を行っています。 今後は、入居者の高齢化や需要の高まりに応じて、既存住棟・住戸のバリアフリー化やエレベーターの設置を検討します。
3	第4章 3 (3) 市営住宅の供給方針	高齢化し、今いる地域で住み続けたいと思っているが、公営住宅がない。将来的には、安く暮らせる公営住宅はもっと必要になるのではないかと。老朽化したものを壊すことも必要だが、充実する方向も考えてほしい。高齢になればなるほど、住み慣れた場所で住み続けたいと希望しています。	将来的な市営住宅の必要量については、本計画の第4章(2)市営住宅の需要の見直しに基づき、(3)市営住宅の供給方針を定め、管理戸数の適正化を図ることとしています。 しかし、社会情勢の変化や住宅確保要配慮者の変化に対応するため、必要に応じて供給量の見直しと公営住宅や民間賃貸住宅事業者との連携により、今いる地域で住み続けられる住環境の形成に努めて参ります。